附則第十一条中第三十五項を削り、第三十四項を第三十五項とし、第三十一項から第三十三項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三十項第一号中「第二十八項第一号」を「第二十九項第一号」に改め、同項第二号中「第二十八項第二号」を「第二十九項第二号」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十九項を第三十項とし、第二十五項から第二十八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二十四項中「第四十四項」を「第四十三項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条中第二十三項を第二十四項とし、第四項から第二十二項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

４　法附則第十五条第一項第二号に規定する機械設備のうち物資の搬入及び搬出の円滑化に寄与するものとして政令で定めるものは、前項第三号に掲げる機械設備とする。

附則第十一条第三十六項中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第三十二項」に改め、同条第三十七項中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第三十三項」に改め、同条第三十八項中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第三十四項」に改め、同条第三十九項から第四十一項までの規定中「附則第十五条第三十六項」を「附則第十五条第三十五項」に改め、同条第四十二項及び第四十三項中「附則第十五条第三十七項」を「附則第十五条第三十六項」に改め、同条第四十四項中「附則第十五条第三十九項」を「附則第十五条第三十八項」に改め、同条第四十六項中「附則第十五条第四十項」を「附則第十五条第三十九項」に改め、同条第四十七項中「附則第十五条第四十項」を「附則第十五条第四十五項」に改め、同条第四十八項中「附則第十五条第四十四項」を「附則第十五条第四十五項」に改め、同条第四十九項中「附則第十五条第四十四項」を「附則第十五条第四十四項」に改め、同条第五十項及び第五十一項中「附則第十五条第四十五項」を「附則第十五条第四十六項」に改める。

附則第十二条第十二項第一号イ中「主要構造部」を「建築基準法第二条第九号の二イに規定する特定主要構造部」に、「建築基準法第二条第九号の三イ」を「同条第九号の三イ」に改める。

附則第十四条の四第四号を削る。

附則第十五条第一項第六号中「（商業地等（法附則第十七条第四号に規定する商業地等をいう。第十四号において同じ。）に係る令和四年度分の固定資産税にあつては、百分の二・五）」を削り、同項第十号中「又は第四項」を削り、同項第十四号中「（商業地等に係る令和四年度分の都市計画税にあつては、百分の二・五）」を削り、同条第二項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同条第三項中「令和三年度に」を「令和六年度に」に、「令和三年度一般農地等」を「令和七年度一般農地等」に改め、同条第四項中「令和四年度に」を「令和七年度に」に、「令和四年度一般農地等」を「令和八年度一般農地等」に、「令和五年度に」を「令和八年度に」に、「令和五年度一般農地等」を「令和八年度一般農地等」に、「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和三年度」を「令和六年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同条第五項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同項第二号中「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和三年度」を「令和六年度」に、「令和四年度」を「令和七年度」に改め、同条第五項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改める。

附則第十六条の二の八第六項中「特定農産加工業経営改善臨時措置法」を「特定農産加工業経営改善等臨時措置法」に改める。

附則第十八条第一項中「第五項」の下に「並びに附則第十八条の六第八項及び第二十五項」を加える。

附則第十八条の六第七項中「譲渡を」を「同項に規定する譲渡（次項において「特定株式の譲渡」という。）を」に、「同項」を「同条第六項」に改め、同条第八項中「（法附則第三十五条の二第二項に規定する一般株式等をいう。第二十五項において同じ。）」を削り、同条第九項中「ものの譲渡」の下に「（法附則第三十五条の二の三第二項に規定する譲渡をいう。以下この項、第十二項、第二十六項及び第二十九項において同じ。）」を加え、同条第二十四項中「譲渡を」を「同項に規定する譲渡（次項において「特定株式の譲渡」という。）を」に、「同項」を「同条第十六項」に改める。

附則第二十三条第一項中「附則第十一条第二十一項及び第二十二項」を「附則第十一条第二十二項及び第二十三項」に改める。

附則第二十七条の三第二項及び第五項中「第十四条の二第一項」を「第十四条第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第六条の二の三を第六条の二の四とし、第六条の二の二を第六条の二の三とする改正規定、第六条の二の二の改正規定、同条を第六条の二の二とし、第六条の次に一条を加える改正規定、第六条の七第四項、第七条の十の五、第七条の十一第二項、第四十八条の五の三第二項の改正規定並びに附則第十八条第一項、第十八条の六並びに第二十七条の三第二項及び第五項の改正規定　令和七年一月一日

二　附則第十六条の二の八第六項の改正規定　特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律（令和六年法律第　　号）の施行の日

三　附則第十一条第二項第一号ニの改正規定　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第　　号）の施行の日

（道府県民税に関する経過措置）

第二条　この政令による改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）第八条の二十三の二第一項の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初に終了する事業年度終了の日後に終了する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、同日以前に終了する事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

２　新令第八条の二十三の二第二項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第三条　新令第三十六条の八第二項（第三号に係る部分に限る。）及び第三十六条の十第二項（第六号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

２　新令附則第七条第十五項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に新築される同項に規定する貸家住宅の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前に新築されたこの政令による改正前の地方税法施行令（附則第五条第二項から第四項までにおいて「旧令」という。）附則第七条第十五項に規定する貸家住宅の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する経過措置）

第四条　新令第四十八条の十一の二十六第一項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度終了の日後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、同日以前に終了する事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

２　新令第四十八条の十一の二十六第二項において準用する新令第八条の二十三の二第二項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第五条　別段の定めがあるものを除き、新令の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和五年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

２　新令第五十二条の十一第三項の規定は、施行日以後に新築される同条第二項第二号の家屋の敷地の用に供する土地に対して課すべき令和六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新築された旧令第五十二条の十一第二項第二号の家屋の敷地の用に供する土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。